## 【重要】教科書配布について(在ルワンダ日本国大使館)

当館では、当地に1年以上在留する義務教育相当年齢の日本人子女に対して、義務教育 教科用図書の無償給与制度の趣旨に準拠して、義務教育教科用図書を給与しています。こ の教科書配布制度に関し、申請方法、注意事項等は以下のとおりです。

## 1.申請時期(締め切り)

『前期用教科書』毎年10月上旬頃に翌年度「前期用教科書」締め切り。

『後期用教科書』毎年 5月中旬頃に同年度「後期用教科書」締め切り。

中学部に関しては前期・後期分を一括で注文するため、後期の集計はありません。

当館から申請時期の締め切りについては特にご連絡致しませんので、当地に到着し、当館に「在留届」を提出する際などに教科書配布を希望する旨、申し出て下さい。

なお、「在留届の提出」=「教科書配布の申請済」ではありませんのでご注意下さい。

#### 2.配布方法

教科書が日本から当館に届きましたら、申請者の方にご連絡(基本的にはメール)をさせていただきますので当館までお越し下さい。

# 3.申請締め切り後に教科書の配布を希望される方

「教科書追加配布申請書」に必要事項を記入し、当館へ提出していただきます。その後、「海外子女教育振興財団」から連絡が来ますので直接やりとりを行っていただきます。 なお、教科書の追加配布は手数料・配送料等がかかりますので締め切りには十分ご注意下さい。

## 4. その他注意事項

当地に到着後は、一度教科書配布の申請をいただければ基本的に毎回継続して教科書を取り寄せることとします。「教科書の受け取りを停止する場合」や「当地から出国(離任)する場合」については遅滞なく当館まで申し出て下さい。